

(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答 訂正箇所一覧表

平成18年3月31日

宇 都 宮 市

No.	種別	資料名	ページ	行目	項目	質問・意見の内容	回答訂正前 下線部は訂正箇所(削除)	回答訂正後 下線部は訂正箇所(追加)
12	質問	実施方針	2	20	1(1)ク	工事監理業務は市が直接行なうのでしょうか。それとも「斎場施設の設計業務」に含まれるということでしょうか。	工事監理業務は、SPCが実施する業務とします。実施方針1(1)ク 斎場施設の整備に係る業務に「斎場施設の工事監理業務」を、2(3)ア応募者の構成に「斎場施設の工事監理を行う企業(以下「工事監理企業」という。)」をそれぞれ追加します。 <u>なお、「設計企業が工事監理企業を兼ねること」は可能とし、「施工企業が設計企業を兼ねる」場合は、「工事監理企業を兼ねること」はできないもの</u> とします。また、2(3)イ基本的な参加資格要件に、「(ウ)工事監理企業は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。」を追加します。以上の内容をもとに今後実施方針を修正する予定です。	工事監理業務は、SPCが実施する業務とします。実施方針1(1)ク 斎場施設の整備に係る業務に「斎場施設の工事監理業務」を、2(3)ア応募者の構成に「斎場施設の工事監理を行う企業(以下「工事監理企業」という。)」をそれぞれ追加します。 <u>なお、工事監理企業は、工事監理業務のみを実施するものとし、他の業務を実施する企業は工事監理業務を実施することはできないものとします。</u> また、2(3)イ基本的な参加資格要件に、「(ウ)工事監理企業は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。」を追加します。以上の内容をもとに今後実施方針を修正する予定です。
78	質問	実施方針	7	15	2(3)イ	資格要件の中で、工事監理者の規定がありません。設計企業が工事監理を行う必要性は無いとの解釈で宜しいのでしょうか。	<u>設計企業が、必ず工事監理業務を行う必要はありません。なお、工事監理業務については、NO.12の回答を参照してください。</u>	NO.12の回答を参照してください。